

ID: 286

担当部署: 経済部 農務課 農政係

処分の概要	補助金等の交付		
例規名 根拠条項	名寄市新規就農者等に関する条例 第5条第1項		
例規番号	平成18年条例第157号		
<p>【根拠条文】 (補助金等の種類) 第5条 市長は、第1条の目的を達成するために、予算の範囲内において次に掲げる補助金等を交付することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 営農実習助成金 (2) 営農指導助成金 (3) 経営準備支援助成金 (4) 経営自立安定補助金 (5) 農用地等取得借入金償還利子補給金 <p>2 前項に規定する補助金等の対象経費、基準、期間及び対象者は、別表のとおりとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日